

「農商工等連携支援事業」の基本的要件

基本的要件

【1. 実施主体】 一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人

- 社員総会における議決権・表決権又は設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が有していることが必要

社団法人・財団法人の場合：出資金額又は拠出された金額の1 / 2以上が中小企業者によるもの

一般社団・財団法人法の施行(20.12.1)後は、

- ・一般社団法人：議決権の1 / 2以上を中小企業者が有しているもの
- ・一般財団法人：設立時に拠出された財産価額の1 / 2以上が中小企業者により拠出されているもの

NPO法人の場合：表決権の1 / 2以上を中小企業者が有しているもの

- 中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、JA、JA全国中央会、公設試、大学、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等の関係機関とのネットワークを有していることが必要

【2. 事業の内容】中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する。

- 計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うことにより、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させることを目標とすること

【3. 計画期間】 原則5年以内とする。